

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

いて準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示 被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

放流効果実証事業の実施者の指定(水産課)

都市計画の決定予定(都市計画課)

都市計画の変更予定(〃)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

告示

鳥取県告示第三十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七十九号)第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項項の規定により告示する。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項項の規定により告示する。

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
東伯郡大栄町大字瀬戸四十五一一一 富川医院	所在地	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一二 字瀬戸四五一二	東伯郡大栄町大字瀬戸四五一二 字瀬戸四五一二	平成七年十一月十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町一五八	平成七年十二月十八日
大草歯科医院	倉吉市桜谷四〇七	平成七年十二月六日
どい薬局	米子市西福原六丁目二一一九	平成七年十二月一日
有限会社セイビ堂薬局	倉吉市宮川町一二九	平成七年十二月十五日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
歯科 吉田医院	米子市和田町一八〇七一一	平成八年一月一日
今井薬局	米子市上後藤五丁目一三一三四	平成八年一月十八日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	平成八年一月二十日

鳥取県告示第三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

倉吉市昭和町一丁目 二五一一 小林薬局マロニエ店	倉吉市昭和町一 丁目二六一一	倉吉市昭和町一 丁目二五一一
東伯郡大栄町大字瀬戸 戸六四一八 ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸 五三一三	東伯郡大栄町大字瀬戸 六四一八

鳥取県告示第三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字落石字宮向イ七二八の四、七二八の五、七二八の八

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、放流効果実証事業を実施する者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定法人の名称

財団法人鳥取県栽培漁業協会

二 指定法人の主たる事務所の所在地

東伯郡泊村大字石脇無番地

鳥取県告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定しようとすると、同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成八年一月二十六日から同年二月九日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目）、境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津八七二十一五）において公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一種住居地域

米子市祇園町一丁目、祇園町二丁目、愛宕町、大谷町、陰田町、末広町、大工町、

東町、久米町、西町、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ

崎二丁目、旗ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、義方町、三本松三丁目、三本松四丁目、

上後藤三丁目、安倍、彦名町、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原四丁目、米

原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、両三柳、錦町一

丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、日の出町一丁目、富士見町、博労町二丁目、博

労町二丁目、博労町四丁目、東山町、昭和町、陽田町、道笑町三丁目、道笑町四

丁目、日久美町、長砂町、美吉、車尾、中島、東福原二丁目、東福原五丁目、東

福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原、西福原二丁

目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原八丁目、西福原二丁目、新開二丁目、新

開三丁目、上福原、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉四丁目、皆生、新

皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、蚊屋、福市、兼久及び大崎

の各一部並びに同市三旗町、三本松一丁目、米原三丁目、富士見町、博労町三丁

目、勝田町及び東福原の全部並びに境港市岬町、花町、入船町、東雲町、元町、

明治町、馬場崎町、蓮池町、米川町、弥生町、清水町、芝町、外江町、渡町、上

道町、小篠津町、財ノ木町及び佐斐神町の各一部並びに同市塙町の全部並びに西

伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

第二種中高層住居専用地域

米子市錦海町一丁目、上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁

目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目、旗ヶ崎八丁目、

旗ヶ崎九丁目、安倍、彦名町、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原六丁目、東

福原五丁目、米原六丁目、米原八丁目、皆生、車尾、觀音寺及び永江の各一部並

びに同市西福原五丁目の全部並びに境港市馬場崎町、上道町、中野町及び竹内町の各一部

第一種低層住居専用地域
米子市永江及び福市の各一部

第二種低層住居専用地域
米子市錦海町一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、車尾及び觀音寺の各一部

第一種中高層住居専用地域
米子市錦海町二丁目、錦海町三丁目、東山町、陽田町、長砂町、車尾、觀音寺、
中島、上福原、皆生、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原八丁目、皆生新田一
丁目、皆生新田三丁目、西福原、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、
両三柳、三本松一丁目、三本松四丁目、上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三
丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁
目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、安倍、彦名町、大崎、福市、
兼久、永江及び青木の各一部並びに同市三本松三丁目、旗ヶ崎三丁目、旗ヶ崎四
丁目及び旗ヶ崎五丁目の全部並びに境港市岬町、花町、入船町、東雲町、元町、
馬場崎町、米川町、上道町、中野町、福定町、竹内町、美保町、高松町、清水町、
芝町及び外江町の各一部

近隣商業地域
米子市旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、義方町、花園町、灘町一丁目、灘町二丁目、

灘町三丁目、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、尾高町、角盤町三丁目、錦町

一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町四丁目、
粂町一丁目、粂町二丁目、昭和町、道笑町三丁目、道笑町四丁目、日の出町一丁

目、米原、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原
五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、西福原、西福原一丁目、
西福原二丁目、西福原三丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、兩

三柳、新開一丁目、新開二丁目、上福原、皆生、皆生新田一丁目及び皆生新田二
丁目の各一部並びに同市立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、岩

倉町、寺町及び角盤町四丁目の全部並びに境港市東雲町、東本町、京町、日ノ出
町、末広町、元町、明治町、大正町、浜ノ町及び上道町の各一部

商業地域

米子市東町、大工町、末広町、弥生町、粂町一丁目、粂町二丁目、富士見町一丁
目、角盤町三丁目、博労町一丁目、尾高町、加茂町一丁目、西町、久米町、皆生
温泉一丁目、皆生温泉二丁目及び皆生温泉四丁目の各一部並びに同市塙町、茶町、
明治町、日野町、万能町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、法勝寺町、紺屋町、四
日市町、東倉吉町、西倉吉町、中町、加茂町一丁目、朝日町、角盤町一丁目、角
盤町二丁目、富士見町二丁目及び皆生温泉三丁目の全部並びに境港市東本町、末
広町、日ノ出町、京町及び大正町の各一部並びに同市朝日町、相生町、中町、本
町、栄町及び松ヶ枝町の全部

準工業地域

米子市祇園町二丁目、陰田町、大谷町、弥生町、目久美町、道笑町三丁目、粂町
一丁目、昭和町、美吉、米原一丁目、米原二丁目、米原四丁目、米原五丁目、米
原七丁目、米原九丁目、兩三柳、東福原一丁目、東福原二丁目、中島、車尾、吉
岡、熊党及び蚊屋の各一部並びに同市日の出町二丁目の全部並びに境港市昭和町、
岬町、花町、入船町、大正町、浜ノ町、蓮池町、米川町、弥生町、清水町、外江
町、渡町、上道町、中野町、福定町、竹内町、美保町、高松町及び新屋町の各一
部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津の一部

工業地域

米子市内町、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、花園町、旗ヶ崎二丁目、旗
ヶ崎六丁目、旗ヶ崎七丁目、安倍、夜見町、富益町、和田町、大篠津町、吉岡、
熊党及び蚊屋の各一部並びに同市旗ヶ崎の全部並びに境港市竹内団地、外江町及
び渡町の各一部並びに日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

工業専用地域

米子市和田町、大篠津町、葭津、大崎、吉岡及び熊党の各一部並びに境港市昭
町、竹内団地、外江町及び渡町の各一部並びに西伯郡日吉津村大字日吉津及び大
字富吉の各一部

鳥取県告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市
計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定
により告示する。

当該都市計画の案は平成八年一月二十六日から同年二月九日まで倉吉市役所（倉吉市
葵町七二二）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出
することができる。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・一号住吉町倉吉停車場線、三・四・八号八屋福庭線及
び三・五・二号八屋田谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・一号住吉町倉吉停車場線

変更する部分

倉吉市八屋字鰯、字石田、字大通及び字高瀬

2

三・四・八号八屋福庭線

変更する部分

倉吉市八屋字大通

3

三・五・二号八屋円谷線

追加する部分

倉吉市八屋字河原

変更する部分

倉吉市八屋字大通、字高瀬、字新宮及び字稻岡、上余戸字外河原及び字奥小山、
広栄町並びに大原字石土手、字下赤池、字郡山、字大開、字鳥居河原及び字橋床

鳥取県告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成八年一月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画市場 一号鳥取県境港水産物地方卸売市場
- 二 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二二〇